

寒川町児童福祉法施行細則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ （特例障害児通所給付費の額） 第3条 <u>法第21条の5の4第2項</u>の規定により定める特例障害児通所給付費の額は、指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）については同条第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用（法第21条の5の3に規定する通所特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）から政令第25条の2第1号又は第2号に定める額を控除した額とし、基準該当通所支援（法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）については<u>同条第2項第2号</u>の障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき<u>厚生労働大臣が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に基準該当通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額）から政令第25条の2第1号又は第2号に定める額を控除した額とする。	～ 略 ～ （特例障害児通所給付費の額） 第3条 <u>法第21条の5の4第3項</u>の規定により定める特例障害児通所給付費の額は、指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）については同条第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用（法第21条の5の3に規定する通所特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）から政令第25条の2第1号又は第2号に定める額を控除した額とし、基準該当通所支援（法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）については<u>同条第3項第2号</u>の障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき<u>内閣総理大臣が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に基準該当通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当通所支援に要した費用の額）から政令第25条の2第1号又は第2号に定める額を控除した額とする。
～ 略 ～ （特例障害児相談支援給付費の額） 第13条 法第24条の27第2項の規定により定める特例障害児相談支援給付費の額は、<u>同項の厚生労働省が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）とする。	～ 略 ～ （特例障害児相談支援給付費の額） 第13条 法第24条の27第2項の規定により定める特例障害児相談支援給付費の額は、<u>法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準</u>により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）とする。

～ 略 ～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。